報第13号

控訴の提起について

特に緊急を要したため、平成20年10月14日に次のように控訴を提起したの で、報告するとともに、承認を求める。

平成20年11月18日提出

京都市長 門 川 大 作

 	 •		
		•	

(報第13号) 手 相 方

		l •
1		
		•
<u> </u>		ļ ·
1		
ı]
	i	
1		
l		
1	!	
1	1	
1	l	
ļ	1	
1	l	
1		
1	l	
i	i	
1	1	•
l		i i
1		
1	•	l l
	1	
		·
	1	1
1		
	1	
1		
l	1	
1		I
1	•	
ł		l i
į		l l
ł		
ŀ		I
	1	
1	1	
1		
1	1	
1 .	l	
I	}	
1		
ł	l	
l	l	
1	i	
į.	l	· ·
l		
ı		
I		
1	1	<u> </u>
!	l	
1	1	
1	}	
I	,	
I		
1	1	,
1		
l		
l	i	
]		
	<u> </u>	

事件の種類	住民訴訟に係る弁護士報酬の支払の請求
事件の内容	相手方は、地方自治法等の一部を改正する法律(平成14年法律 第4号)による改正前の地方自治法第242条の2第1項第4号の 規定に基づき住民訴訟を提起し、一部勝訴したため、同条第7項 の規定により、本市に対し、当該住民訴訟に係る弁護士報酬相当 額としての193,539,907円及び遅延損害金の支払を求める訴えを提 起した。これに対し、本市は、当該住民訴訟に係る弁護士報酬相 当額は、1,903,650円を上回らないと主張した。 京都地方裁判所は、相手方の請求の一部を認容し、本市に対し、 30,000,000円及び遅延損害金の支払を命じた。
	そこで、本件判決のうち、本市に対し1,903,650円及びその部分 に係る遅延損害金を超える額の支払を命じた部分の破棄を求める ため、大阪高等裁判所に本件控訴を提起したものである。

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により提案する。